

参考資料

1 用語集

あ行

援農ボランティア制度	後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農業者をサポートする農作業のボランティア活動に関する制度のこと。
屋外広告物	看板、広告塔などで、屋外で常時もしくは一定期間表示されるもの。

か行

可住地	居住可能な条件を備えた土地のこと。
緩衝緑地制度	操業環境と住環境双方の保全のため、工業地域内に住宅を建てる際に敷地の境界に沿って幅 6m 以上かつ事業地面積の 25%以上の緑地を整備すること等を定めた本市独自の制度。尼崎市住環境整備条例で規定している。
幹線道路	都市の骨格になる道路網を形成する道路。主要幹線道路とは、主に都市間を連絡する道路のこと。
既存ストック	整備済みの道路や公園などの都市施設や住宅などの建築物。
基盤整備	生活や経済活動に必要な都市施設について整備すること。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のこと。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
後期高齢者	高齢者のうち 75 歳以上の人のこと。
高次都市機能	行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど都市自体が持つ住民生活や企業の経済活動に対する各種のサービス機能のもたらす利益や恩恵が広域にわたる機能のこと。
交通結節機能	ターミナルにおいて、鉄道と鉄道あるいは鉄道と車両交通(バス、タクシー、マイカー)など複数の交通機関と相互に連絡できる機能のこと。
高齢者人口	65 歳以上の人口のこと。
コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めていく考え方のこと。

さ行

災害拠点病院	地震・津波・台風・噴火等の災害発生時に医療機関を支援する病院のこと。
最低敷地面積	ゆとりある住環境を保全するための基準で、尼崎市住環境整備条例により、用途地域ごとに戸建・長屋住宅の敷地面積の最低限度を定めている。
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域で、開発や建築などに対する制限が課せられている。
市街地開発事業	市街地の一定の区域を一体的に開発または整備する事業のこと。
持続可能	人間活動、特に文明の利器を用いた活動が、将来にわたって持続できるようにする考え方。経済や社会など人間活動全般に用いられるが、特に環境問題やエネルギー問題について用いられる。
自転車レーン・自転車道	自転車レーン(自転車専用通行帯): 車道の左側端に自転車専用の通行帯が設けられた道路の部分のこと。車道を通行する自転車は、このレーン(通行帯)を通行しなければならない。 自転車道: 自転車の通行の用に供するため、縁石や柵などで区画された道路の部分のこと。自転車道が整備された道路では、自転車は自転車道を通行しなければならない。
シビックプライド	自分自身が都市を構成する一員であると自覚し、都市をより良い場所にするための取組みに関わろうとする当事者意識のこと。
市民農園・体験型市民農園	市民農園: 農地を借りて農業者以外の方がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的とし、野菜や花を育てるための農園。 体験型市民農園: 農地所有者の指導のもと、農作業を体験し、作った野菜などを購入することができる農園。
(尼崎市)住環境整備条例	良好な住環境の形成のため、民間開発の事前協議、紛争の防止、大規模開発事業の構想段階での届出制度などの手続き、地区計画策定時の市民参加の手続き、住宅の最低敷地面積など住環境の向上に必要な事項を定めた条例。
(尼崎市)商業立地ガイドライン	計画的なまちづくりを進める商業立地の指針として策定したもの。市域をゾーニングし、まちづくりと商業機能の方向性を示すとともに、都市構造や地域環境に与える影響が大きい大型商業施設について、規制・誘導の考え方を示している。
人口集中地区(DID)	人口密度が 1 ヘクタール当たり 40 人以上を基本単位とし、隣接した地域の人口が 5,000 人以上を有する地域。
生産年齢人口	生産活動に従事する年齢の人口で、日本では 15 歳以上 65 歳未満の人口のこと。

生産緑地	市街化区域内の一定の要件を満たす農地で保全すべきものとして都市計画決定されたもの。建築などが制限されるが税制面での優遇を受けることができる。
------	--

た行

地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の 5 つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。
地区計画	地区単位で道路・公園等の配置や建築物の形態や用途、高さの制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画。
地形地物	土地の地形や道路、建築物、河川、植生などの地物の総称。
昼間人口	昼間に従業者や通学者を含め、その地に活動している人の人数。
都市機能誘導区域	医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。
都市計画区域	人口など一定の要件を満たし、都市として整備や保全をする必要がある区域を指定するもので、尼崎市は阪神間 7 市 1 町の全域を指定する阪神間都市計画区域の一部として、市域全域が都市計画区域になっている。
都市基盤	道路や公園、下水道などの施設に、ガス、電気などのエネルギー供給施設、学校や病院などを含めた生活に必要な公共施設の総称。
都市施設	道路、公園、下水道、河川、鉄道など都市活動に必要な基盤的な施設の総称。
特別用途地区	都市計画法に基づく制度のひとつで、用途地域を補完するもの。特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める。

な行

(尼崎市)内陸部工業地の土地利用誘導指針	具体的な都市計画を定める際の基本的な考え方として、工業地域及び準工業地域内における土地利用の誘導方向などを示している。
南海トラフ巨大地震	日本列島の太平洋沖にある「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9 級の巨大地震。
南海トラフ地震防災対策推進地域	南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域のこと。(「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第 3 条に基づく)
年少人口	15 歳未満の人口のこと。

は行

PDCA	P(計画)、D(実施及び運用)、C(点検及び是正措置)、A(見直し)のサイクルを回しながら継続的に施策や事業の改善に取り組む仕組みのこと。
------	---

ま行

密集市街地	道路や公園などが十分に整備されず、老朽した木造の建築物が密集し、地震時などの火災発生時に大きな延焼被害が想定される市街地のこと。
-------	--

や行

ユニバーサル社会	障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しやすい、過ごしやすい社会。
----------	--

わ行

ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。仕事と生活の調和。
--------------	---

2 計画検討体制

(1) 市民意見反映のための手続き

- ・ 市民意向調査

平成28年6月1日～6月30日

「尼崎市立地適正化計画の基本的な考え方」

- ・ 市民意見公募手続き（パブリックコメント）

平成28年10月1日～10月31日

「尼崎市立地適正化計画（素案）」

- ・ 市民説明会

テーマ	年月日	場所
計画の基本的な考え方	平成28年 6月11日	中央地区会館
	6月12日	小田公民館 旧聖トマス大学
	6月13日	すこやかプラザ
	6月14日	塚口南地域学習館
計画の素案	平成28年10月13日	小田公民館

- ・ 都市計画審議会への報告

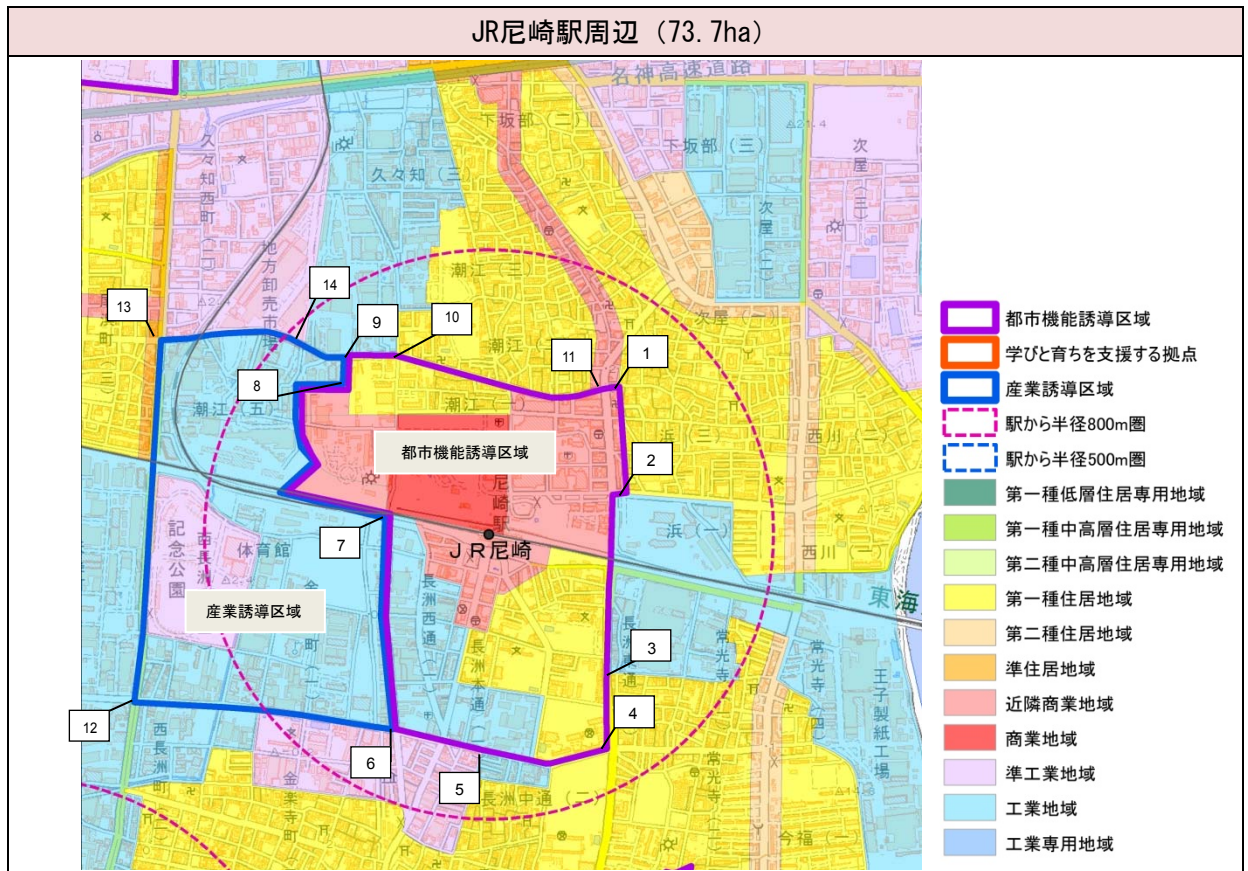
年月日	テーマ
平成27年 11月13日	計画の概要、策定スケジュール
平成28年 5月30日	計画の基本的な考え方、市民意向調査の実施について
9月 7日	計画の素案、市民意見公募手続きの実施について
12月 2日	市民意見公募手続きの結果報告

(2) 尼崎市立地適正化計画策定に係る意見交換会

所 属 等		氏 名	備 考
学識経験者	大阪市立大学大学院創造都市研究科	小長谷 一之	座長
学識経験者	関西大学環境都市工学部建築学科	岡 絵理子	
学識経験者	京都大学大学院工学研究科	大庭 哲治	
産業関連団体	尼崎商工会議所	栃尾 修庸 (H27) 今岡 政彦 (H28)	
兵庫県	阪神北県民局宝塚土木事務所	柏樹 容子	
尼崎市	企画財政局政策部 (H28)	山本 敏史 (H27)	
	企画財政局ひと咲きまち咲き推進部 (H29)	安田 博之 (H28)	
尼崎市	資産統括局資産経営部	土元 英樹 (H27)	
		来馬 重則 (H28)	
尼崎市	経済環境局経済部	若竹 保 (H27)	
		岸本 浩明 (H28)	
尼崎市	都市整備局都市計画部	宮田 耕志 (H27)	
		山本 敏史 (H28)	
尼崎市	都市整備局住宅政策部	佐々木 伸司	

	年 月 日	テーマ
第1回	平成27年11月9日	趣旨、スケジュール、現状分析・整理、「めざすまちの将来像」
第2回	12月17日	「区域、誘導施設設定」
第3回	平成28年1月28日	「誘導施策」
第4回	2月22日	「まとめ」
第5回	5月19日	「基本的な考え方」
第6回	8月31日	「素案」
第7回	11月7日	「パブリックコメント募集結果」

3 区域の詳細



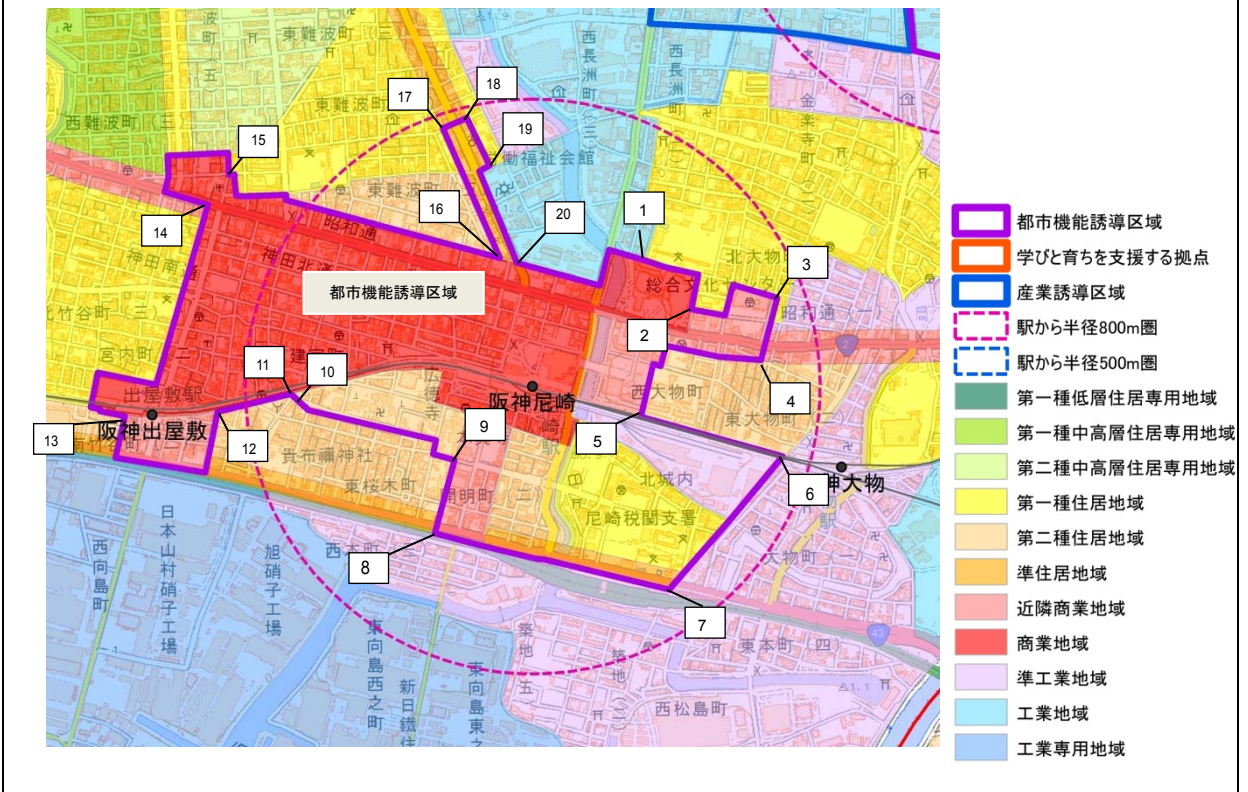
【都市機能誘導区域】

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ①～②：用途地域界 | ②～③：用途地域界 |
| ③～④：道路中心線（長洲線） | ④～⑤：道路中心線（常光寺難波線） |
| ⑤～⑥：用途地域界 | ⑥～⑦：道路中心線（長洲久々知線） |
| ⑦～⑧：用途地域界 | ⑧～⑨：用途地域界 |
| ⑨～⑩：用途地域界 | ⑩～⑪：道路中心線（尼崎駅前3号線） |
| ⑪～⑬：道路中心線（尼崎駅前3号線とその延長） | |

【都市機能誘導区域に準ずる区域：産業誘導区域】

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ⑨～⑬：※上記と同じ | ⑬～⑭：道路中心線（常光寺難波線） |
| ⑭～⑮：道路中心線（尼崎伊丹線） | ⑮～⑯：用途地域界 |
| ⑯～⑰：道路中心線（尼崎駅前3号線） | |

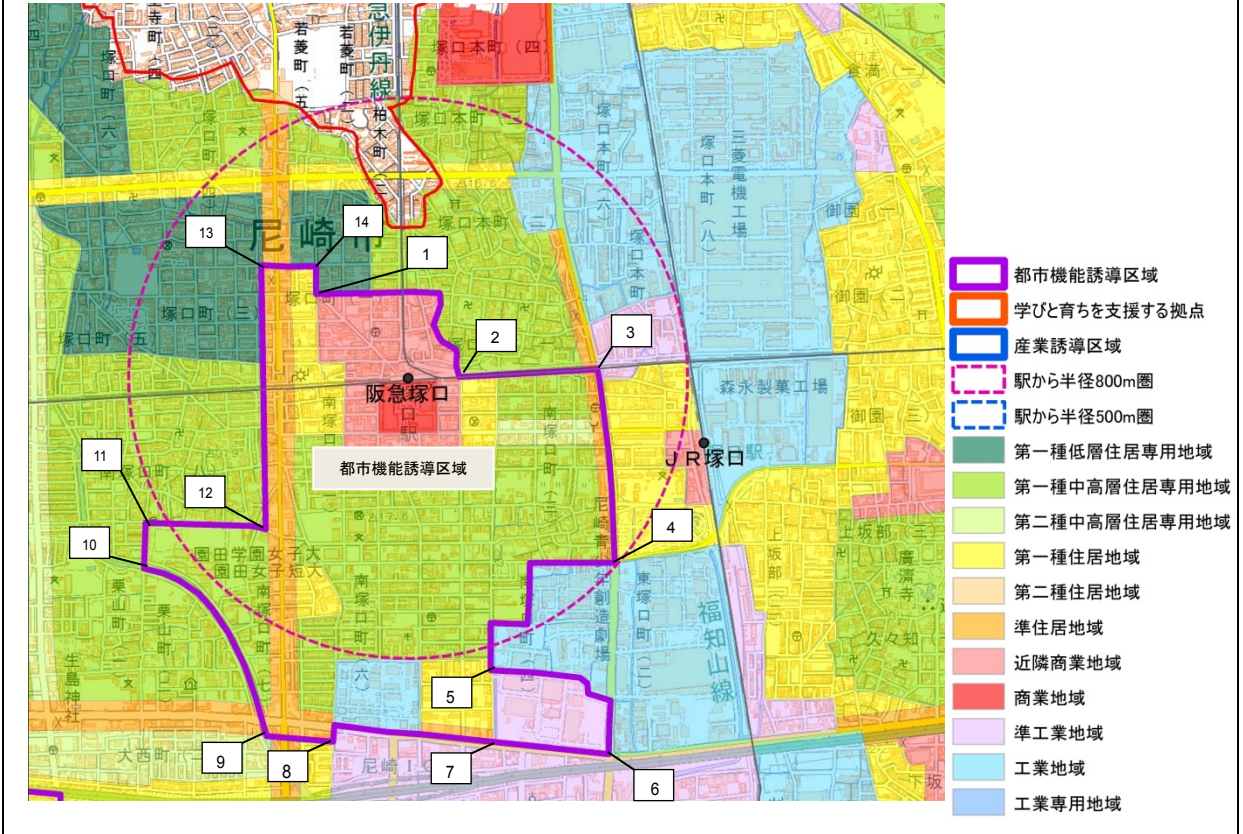
阪神尼崎駅・出屋敷駅周辺 (115.2ha)



【都市機能誘導区域】

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| ①～②：用途地域界 | ②～③：用途地域界 |
| ③～④：道路中心線（市道第 261 号線とその延長） | ④～⑤：用途地域界 |
| ⑤～⑥：用途地域界 | ⑥～⑦：道路中心線（城内大物線） |
| ⑦～⑧：用途地域界 | ⑧～⑨：用途地域界 |
| ⑨～⑩：道路中心線（市道第 42 号線） | ⑩～⑪：道路中心線（市道第 98 号線） |
| ⑪～⑫：用途地域界 | ⑫～⑬：用途地域界 |
| ⑬～⑭：用途地域界 | ⑭～⑮：用途地域界 |
| ⑮～⑯：用途地域界 | ⑯～⑰：用途地域界 |
| ⑰～⑱：道路中心線（市道第 145 号線） | ⑱～⑲：用途地域界 |
| ⑲～⑳：用途地域界 | ⑳～①：用途地域界 |

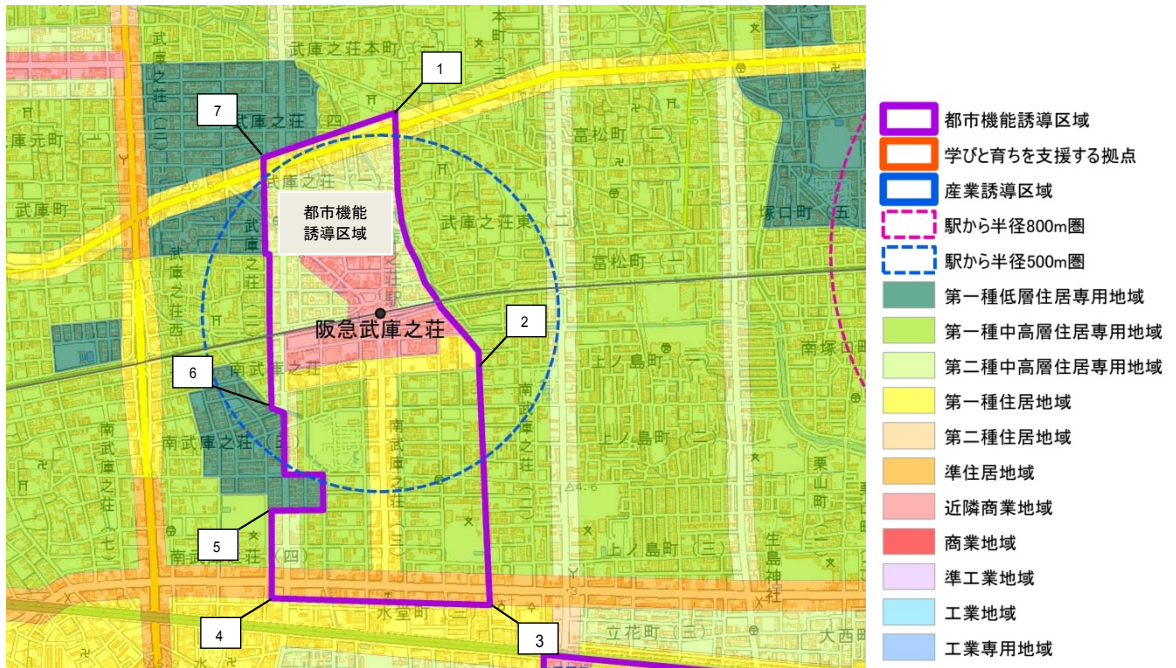
阪急塚口駅周辺 (115.8ha)



【都市機能誘導区域】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ①～②：用途地域界 | ②～③：鉄道中心界（阪急神戸線） |
| ③～④：用途地域界 | ④～⑤：用途地域界 |
| ⑤～⑥：用途地域界 | ⑥～⑦：道路中心線（山手幹線） |
| ⑦～⑧：用途地域界 | ⑧～⑨：用途地域界とその延長 |
| ⑨～⑩：河川中心線（庄下川） | ⑩～⑪：道路中心線（高松地元線6号支線） |
| ⑪～⑫：道路中心線（栗山上ノ島線） | ⑫～⑬：用途地域界 |
| ⑬～⑭：道路中心線（塚口第15号2条通） | ⑭～①：用途地域界 |

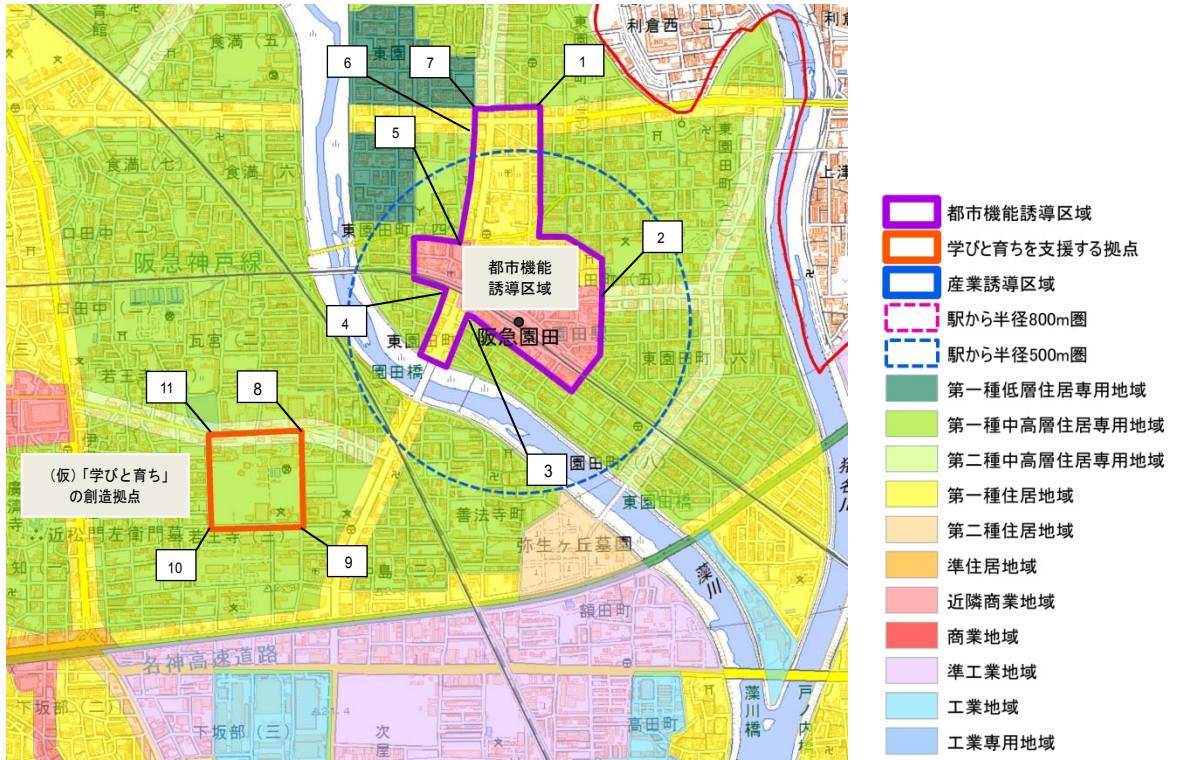
阪急武庫之荘駅周辺 (65.7ha)



【都市機能誘導区域（地域ごとの拠点）】

- ①～②：用途地域界とその延長
- ②～③：道路中心線（武庫之荘南部区画第92号線とその延長）
- ③～④：用途地域界
- ④～⑤：用途地域界とその延長
- ⑤～⑥：用途地域界
- ⑥～⑦：用途地域界とその延長
- ⑦～①：用途地域界

阪急園田駅周辺 (24.9ha)



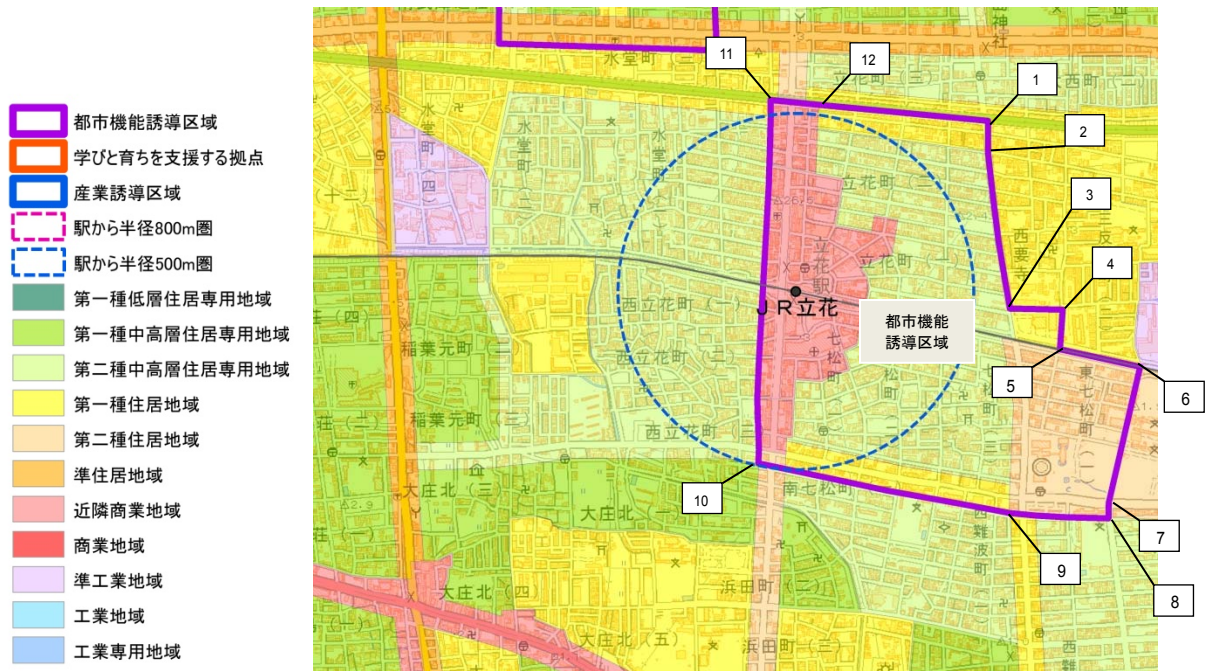
【都市機能誘導区域（地域ごとの拠点）】

- ①～②：用途地域界とその延長
- ②～③：用途地域界
- ③～④：用途地域界
- ④～⑤：用途地域界
- ⑤～⑥：用途地域界
- ⑥～⑦：道路中心線（園田 31 号とその延長）
- ⑦～⑧：用途地域界

【都市機能誘導区域に準ずる区域：学びと育ちを支援する拠点】

- ⑧～⑨：道路中心線（小園区画第 12 号線）
- ⑨～⑩：道路中心線（小園区画第 6 号線）
- ⑩～⑪：道路中心線（小園区画第 60 号線）
- ⑪～⑧：道路中心線（塚口駅小中島線）

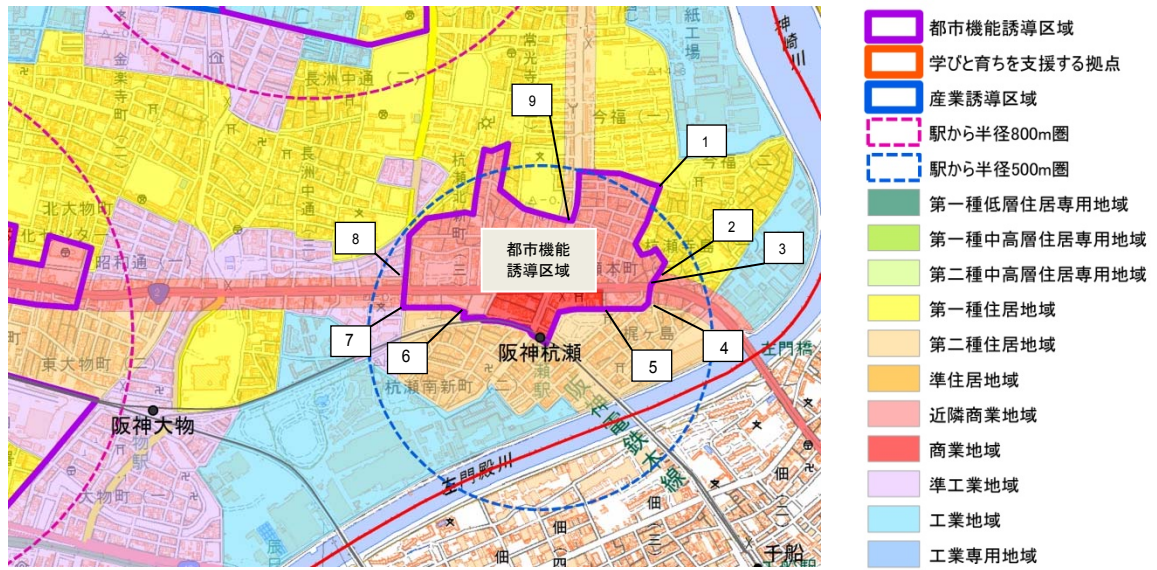
JR立花駅周辺 (87.5ha)



【都市機能誘導区域（地域ごとの拠点）】

- ①～②：道路中心線（昭和通東富松線）
- ②～③：用途地域界
- ③～④：敷地境界線（市教育・障害福祉センター北側）
- ④～⑤：敷地境界線（市教育・障害福祉センター東側）
- ⑤～⑥：鉄道中心界（JR 神戸線）
- ⑥～⑦：道路中心線（橘第2区画34号線）
- ⑦～⑧：道路中心線（市道第170号線）
- ⑧～⑨：用途地域界
- ⑨～⑩：用途地域界
- ⑩～⑪：用途地域界
- ⑪～⑫：用途地域界
- ⑫～①：道路中心線（名神高速自動車道）

阪神杭瀬駅周辺 (24.6ha)



【都市機能誘導区域（地域ごとの拠点）】

- ①～②：用途地域界
- ②～③：道路中心線（今福阪神国道線）
- ③～④：道路中心線（杭瀬第44号線）
- ④～⑤：用途地域界
- ⑤～⑥：用途地域界
- ⑥～⑦：用途地域界
- ⑦～⑧：道路中心線（長洲線）
- ⑧～⑨：用途地域界
- ⑨～①：用途地域界